

平成29年度予算概算要求保育対策関係予算の概要 (参考資料)

保育所等整備交付金

(平成28年度予算)

(平成29年度要求)

534.2億円

→

564.0億円

【うち推進枠：108.3億円】

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育所緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育所防音壁設置事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【補助率】 1 / 2（待機児童解消加速化プランに参加する場合は2 / 3）

保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円 → 平成29年度要求:450.6億円【うち推進枠:152.8億円】

【事業内容】

- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- ▶ また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- ▶ その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 200億円（194億円）

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪保育所等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫保育人材就職支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 125億円（174億円）

- ①保育所等改修費等支援事業
- ②保育所設置促進事業
- ③都市部における保育所への賃借料支援事業【新規】

III その他事業 126億円（22億円）

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨保育サービス利用支援事業（予約制）【新規】
- ⑩保育サービス利用支援事業（延長保育多様化）【新規】
- ⑪医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑫保育所等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑬保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

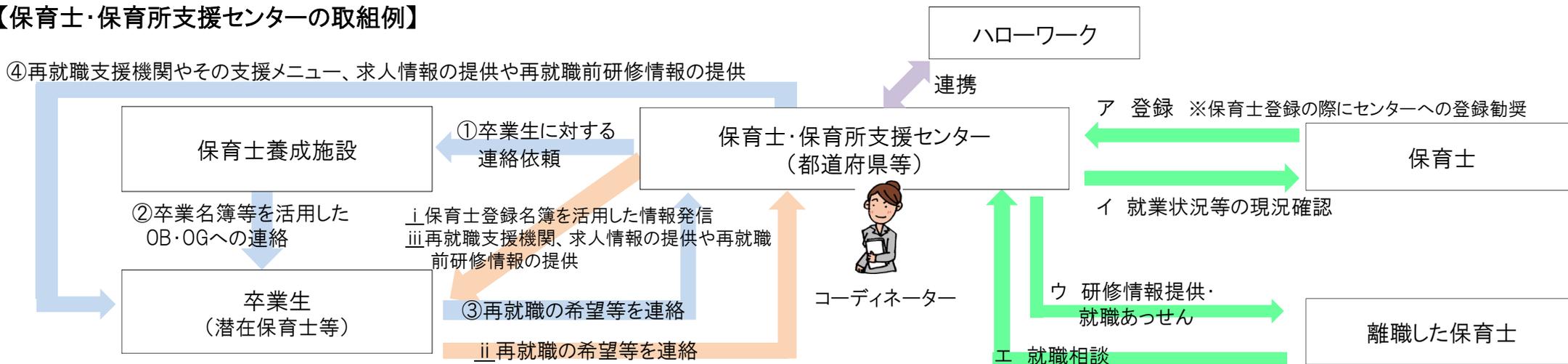
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育所支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育所に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育所支援センターの取組例】



【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を撤廃し、採用から6年目以降の保育士についても、事業の対象とする。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育所等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

【概要】

保育人材確保のため、市町村が行う潜在保育士の再就職支援や新卒の人材確保、就職継続支援に関する事業に要する費用の一部を補助する。

＜市町村における人材確保に関する事業の例＞

○潜在保育士の再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催、人材情報サイトの開設等）
- ・雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

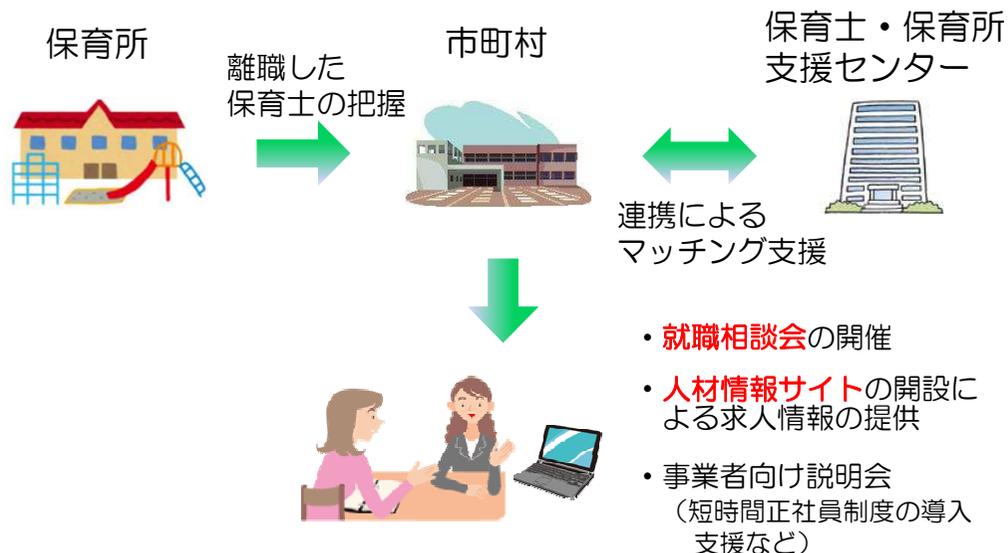
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育所見学の機会の提供
- ・高校生や中学生の職場体験
- ・新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

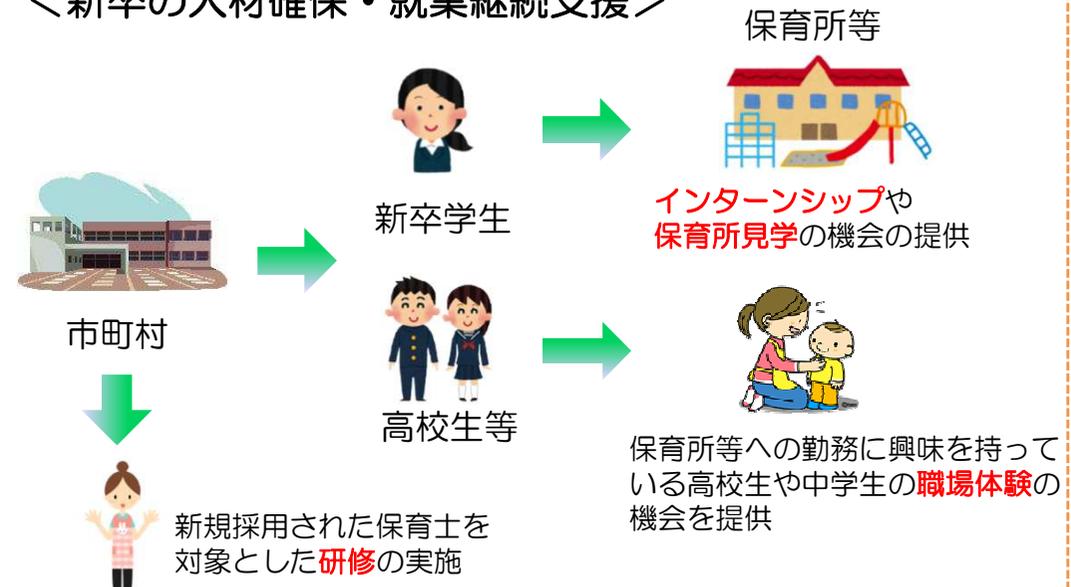
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

＜潜在保育士の再就職支援＞



＜新卒の人材確保・就業継続支援＞



【事業概要】

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【要求(拡充)内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

地域連携コーディネーターの機能強化

- 保育所等の設置の際の地域住民との合意形成、保育所等設置後における3歳児の保育所等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育所等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

開所前

住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



【保育所等】



機能強化

開所後

3歳児の保育所等
への接続



地域活動への参加



保護者等への
相談援助



- **保育所設置に向けた地域住民との調整・合意形成**
- 保育所・自治体間の連携 など

- 3歳児の保育所等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など



地域連携コーディネーター

自治体・保育所等に配置（民間事業者への委託も可）

【事業概要】

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【要求(拡充)内容】

保育環境改善事業を拡充し、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するために必要な改修費を補助対象とする。

【補助率】

国 1/3 都道府県 1/3 市区町村 1/3

※指定都市、中核市が実施する場合は 国1/3、指定都市・中核市2/3

※緊急一時預かりを実施するために必要な改修を行う場合は 国1/2、市区町村1/2

【補助額】

1施設当たり 32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育所等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育所等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的にを行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育所等にインセンティブを付与する。

【保育所等】



0～5歳児
を受入れ

【保育所等】

インセンティブを付与



**3歳児以降の
受入れ重点化**

★ 小規模保育事業所で受け入れている
子どもの3歳到達時における保育所
等への積極的な受け入れを支援

3歳到達

【小規模保育事業所】



3歳未満児の受入れ強化

【実施主体】 市区町村(都道府県への間接補助)

【補助率】 国 1/2 地方 1/2

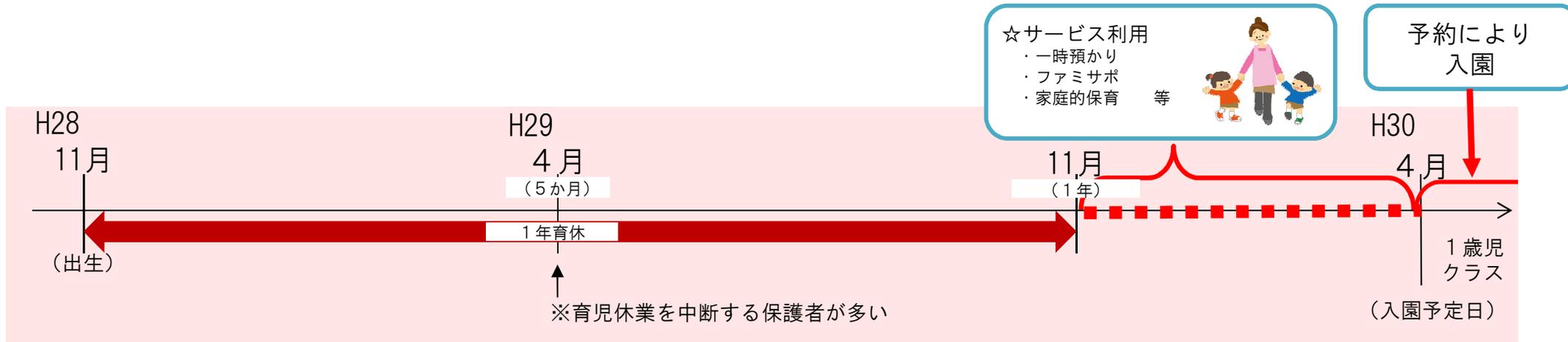
【事業内容】

0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育所に入所できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育所に入所する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2 市町村 1/2

1. 育休明けから4月までの代替サービスの利用支援



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

【事業内容】

家庭的保育、ファミリー・サポート・センター事業等を活用し、延長保育を含めた通常保育終了後の保育サービスの拡大を図り、保護者の多様な就業形態に応じた保育サービスを提供する。

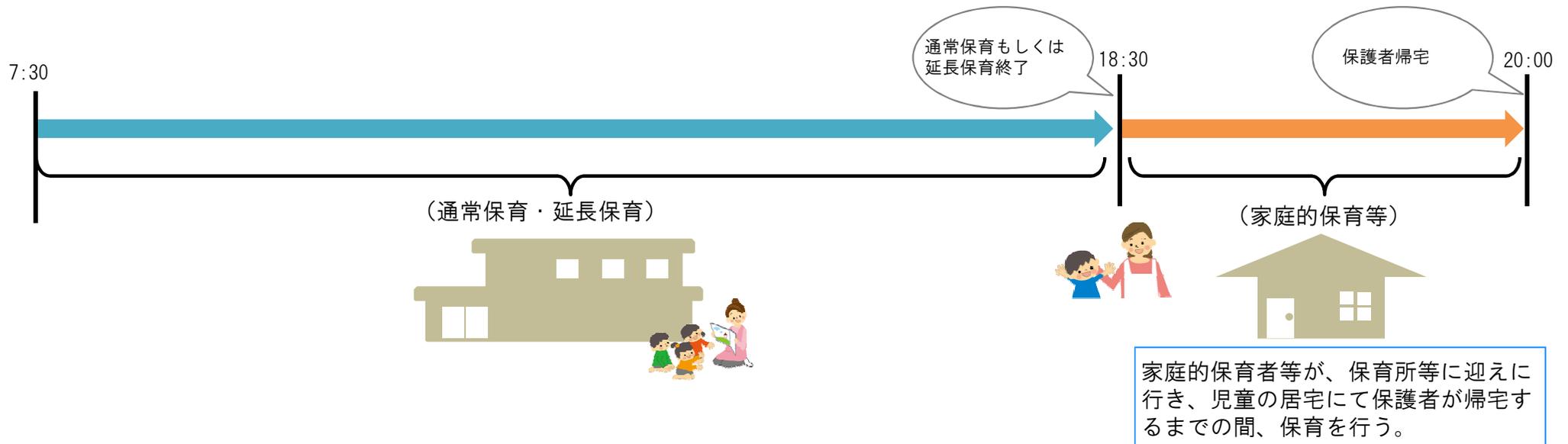
⇒ 保育所等における通常保育終了後、家庭的保育者やファミリー・サポート・センター事業の提供会員等が保育所等に迎えに行き、保護者の代わりに保育を行うサービスを提供。

【実施主体】

市町村

【補助率】

国：1 / 2 市町村 1 / 2



効果

保育所の保育時間と必要とする保育時間とのミスマッチをなくし、様々な就業形態に応じた保育サービスの利用を促す。

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望される場合に、受け入れることができる保育所の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

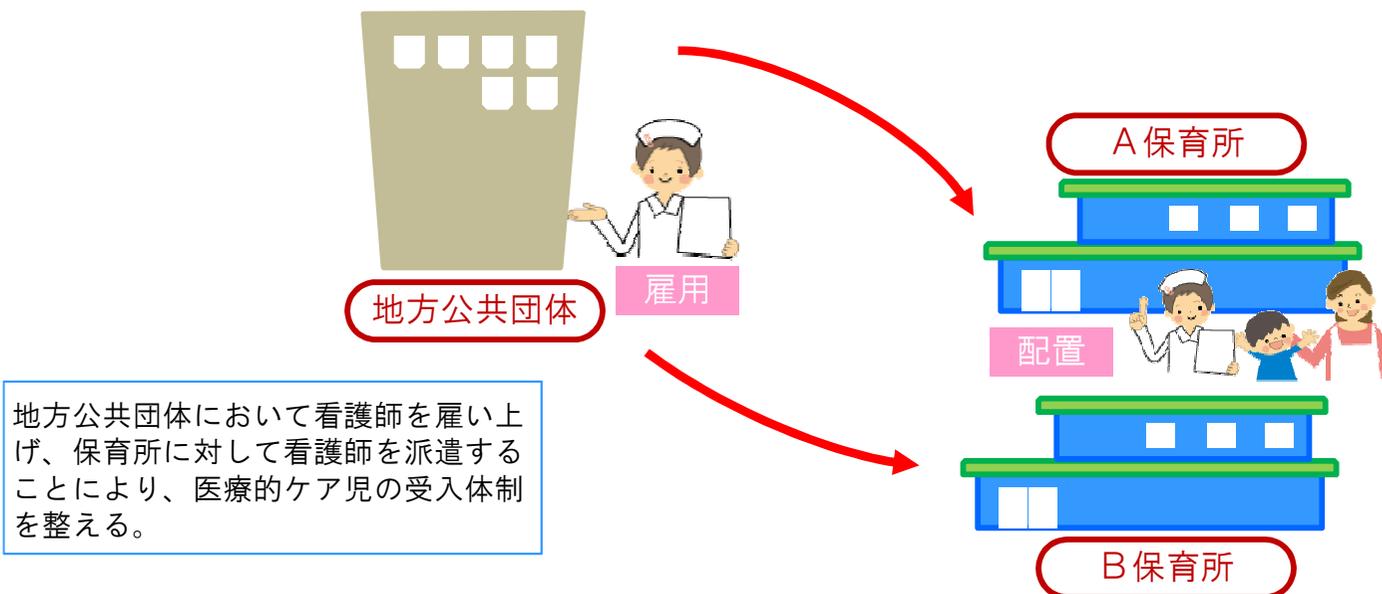
- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助率】

国：1／2 都道府県 1／2 *市区町村が実施する場合は国1／2 都道府県1／4 市区町村1／4



保育所等の事故防止の取組強化事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 概算要求450.6億円の内数)

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ
 - 報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 - ・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ
 - ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
 - ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - ・事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 - 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者へ周知

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育所等の事故防止の取組強化)

- ◎保育所や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行う。

○死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施

○死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回指導支援員の自治体への配置

事故防止
の取組

死亡率ゼロを目指す



認可保育園等



認可外
保育施設

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4

(都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【概要】

保育事業者からの届出、運営状況報告の受付・審査等を行う都道府県等に対し、保育事業者の負担軽減のためのシステム導入などICT化推進に係る費用を支援。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
 (都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

